

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和5年度
計画主体	都農町

都農町鳥獣被害防止計画

< 連 絡 先 >

担 当 部 署 名

都農町産業振興課

所 在 地

都農町大字川北4874番地2

電 話 番 号

0983-25-5721

F A X 番 号

0983-25-0724

メールアドレス

sansin@town.tsuno.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対 象 鳥 獣	サル、シカ、イノシシ、アナグマ、ドバト、ムクドリ、ヒヨドリ、カラス、カワウ
計 画 期 間	令和6年度 ～ 令和8年度
対 象 地 域	都農町全域

(注)1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1)被害の現状(令和 4 年度)

鳥獣の種類	被 害 の 現 状		
	品 目	被 害 数 値	
		面 積 (ha)	金 額 (千円)
イ ノ シ シ	イ ネ	1.440	1,630
	工 芸 農 作 物	0.002	12
	果 樹	0.007	28
	野 菜	0.004	12
	合 計	1.453	1,682
シ カ	イ ネ	0.260	250
	工 芸 農 作 物	0.050	198
	果 樹	0.100	312
	野 菜	0.020	57
	合 計	0.430	817
サ ル	イ ネ	0.070	86
	果 樹	0.001	2
	合 計	0.071	88
ア ナ グ マ	イ ネ	0.0100	10
	工 芸 農 作 物	0.004	20
	果 樹	0.0009	4
	野 菜	0.0009	34
	合 計	0.0158	68
ド バ ト ムクドリ・ヒヨドリ カ ラ ス カ ワ ウ		0.010	68
	果 樹	0.150	78
		0.150	966
		0.000	0
	合 計	0.310	1,112

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積(被害面積については、水産業に係る被害を除く。)等を記入する。

(2) 被害の傾向

【シカ】・・・生息密度が高く、以前は山間部での被害が主であったが、近年は平野部での被害も多くなり、生息域も人里近くまで拡大しており、農作物への被害は周年を通じて発生している。特に野菜及び飼料の被害が拡大傾向にある。一方、捕獲班による有害捕獲の実績は増加傾向にあるが、個体数の減少への効果は小さいと考えられる。
【イノシシ】・・・町内の広い範囲で被害が見られ、生息域も人里近くまで拡大しており、農作物への被害は周年を通じて発生しており、イネ、果樹、野菜の被害が出ている。一方、捕獲班による有害捕獲の実績は増加傾向にあるが、個体数の減少への効果は小さいと考えられる。
【サル】・・・被害の中心は名貫川沿いの立野地区、轟地区で、ミカン類などの果樹に冬場を中心に被害が出ている。また近年では市街地や学校近くでの目撃情報があり、人的被害の懸念も高まっている。またサルを捕獲する捕獲班員も少なく、捕獲班による捕獲実績は伸びない傾向にある。
【アナグマ】・・・町内の広い範囲で被害が見られ、被害作物は果樹、野菜であり、近年その被害が拡大傾向にある。一方、アナグマのような小動物の捕獲については、わな猟による捕獲が有効であるが、ワナの免許所持者が少なく、有害捕獲の実績も伸びない傾向にある。
【鳥類】・・・町内の広い範囲で被害が見られ、特に果樹に対する被害が多く見られる。現状の対策は捕獲班による有害捕獲が主であるが、鳥類の捕獲班員の減少により、実績が伸びない傾向にある。

(注) 1 近年の被害の傾向(生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等)等について記入する。
2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指 標	現状値(令和4年度)		目標値(令和8年度) 〔10%削減〕	
	面積 (ha)	金額 (千円)	面積 (ha)	金額 (千円)
イ ノ シ シ	1.453	1,682	1.307	1,513
シ カ	0.430	817	0.387	735
サ ル	0.071	88	0.063	79
ア ナ グ マ	0.0158	68	0.014	61
ド バ ト	0.310	1,112	0.279	1,000

(注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。
2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課 題
捕獲等に関する取組	・ 都農町猟友会の協力のもと、有害鳥獣捕獲班を編成し、捕獲活動を実施している。	・ 猟友会員の高齢化等による会員減少後継者育成
防護柵の設置等に関する取組	・ 電気柵の設置の推進 ・ 地域での広域的な侵入防止ネット等の設置の推進	・ 設置後の良好な管理の継続(下草除去や電圧の適正管理)
生息環境管理に関する取組	・ 追上げ・追払い活動の実施 ・ 鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及(地区説明会等)	・ 鳥獣の住環境が多様に変化している(生息域が人里近くまで拡大)

(注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、緩衝帯の設置、追上げ・追払い活動について記入する。

4「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について、記入する。

(5) 今後の取組方針

捕獲班員の確保、広域的な一斉捕獲の実施やマイスター・リーダー等の担い手の育成を図る。

緩衝帯の設置、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去、生息状況調査、忌避作物の実証実験等を実施し、地域一体となった集落対策を推進する。

また、集落全体の被害防止のため、侵入防止柵や、電気柵の普及を図る。

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。(ICT(情報通信技術)機器やGIS(地理情報システム)の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。)

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

都農町鳥獣被害対策協議会が猟友会員の協力を得て編成する有害鳥獣捕獲班に依頼して、捕獲体制を構築する。

(注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。

2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。

3 捕獲等を推進する上で、鳥獣被害対策実施隊員にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年 度	対象鳥獣	取 組 内 容
令和6年度 ～ 令和8年度	サ ル	捕獲檻の導入 捕獲班員の確保・育成 広域的な一斉捕獲の検討
	シ カ	
	イノシシ	
	アナグマ	
	ド バ ト	
	ム ク ド リ	
	ヒ ヨ ド リ	
	カ ラ ス	
	カ ワ ウ	

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方	
サル	第3期宮崎県第二種特定鳥獣(ニホンザル)管理計画に基づき、防除を試みてもなお被害の軽減ができない場合、できる限り加害個体を特定し、特定個体を捕獲するよう努める。 また、被害状況が甚大で人慣れ度が激しい群れなどで、防除を試みてもなお被害が軽減できない場合は、箱ワナ等を活用し、群れ全体の捕獲を考慮する。過去3年の実績平均で設定。

シカ	特定鳥獣生息調査では、都農町を含む地域の生息密度が高いことから、第3期宮崎県第二種特定鳥獣(ニホンジカ)管理計画に基づき、保護優先地域においては5頭／km ² 、コントロール地域においては2頭／km ² とする。捕獲計画数は過去3年間の実績平均で設定。
イノシシ	一年間の有害捕獲頭数は、生態系に影響のない頭数及び農林作物に影響を及ぼす個体を捕獲する。過去3年間の捕獲実績平均で設定。
アナグマ	一年間の有害捕獲頭数は、生態系に影響のない頭数及び農林作物に影響を及ぼす個体を捕獲する。過去3年間の捕獲実績平均で設定。
ドバト ムクドリ ヒヨドリ カラス	特に生活環境に影響を及ぼす恐れのある個体については捕獲を考慮し、それ以外については防鳥ネット等での被害防止策を行う。
カワウ	被害が発生した場合、被害発生地域で適切な捕獲を行う。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対 象 鳥 獣	捕獲計画数等		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
サ ル	捕獲予定 3頭 生息数 80頭	捕獲予定 3頭 生息数 80頭	捕獲予定 3頭 生息数 80頭
シ カ	捕獲予定 430頭	捕獲予定 430頭	捕獲予定 430頭
イ ノ シ シ	捕獲予定 290頭	捕獲予定 290頭	捕獲予定 290頭
ア ナ グ マ	捕獲予定 11頭	捕獲予定 11頭	捕獲予定 11頭
ド バ ト ム ク ド リ ヒ ヨ ド リ カ ラ ス カ ワ ウ	捕獲予定 各100羽	捕獲予定 各100羽	捕獲予定 各100羽

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容	
サル	被害の発生している地域については、全ての地区で1年を通じて捕獲できる体制とし、集落周辺では捕獲檻(サル用箱ワナ)による捕獲とし、銃器は山間部で主に使用する。
シカ	被害の発生している地域については、全ての地区で周年捕獲体制とし、銃器を使用した捕獲を主とするが、今後は捕獲ワナの導入による捕獲体制の強化を図る。
イノシシ	被害が発生する春先並びに水稻に被害が発生する7月から10月に捕獲体制を強化し、銃器による捕獲を主とするが、猟犬の活動が鈍る夏場は捕獲ワナによる捕獲も併せて行う。
アナグマ	被害の発生している地域については、全ての地区で一年を通じて捕獲できる体制とし、捕獲檻による捕獲を主とする。

ドバト ムクドリ ヒヨドリ カラス カワウ	被害の発生している地域については、全ての地区で周年捕獲体制とし、銃器を使用した捕獲を主とする。
-----------------------------------	---

(注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

(注) 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対 象 地 域	対 象 鳥 獣

(注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する。(鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成19年法律第134号。以下「法」という。)第4条第3項)。
2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整 備 内 容		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
シカ・イノシシ・アナグマ	電気柵 8,000m	電気柵 8,000m	電気柵 8,000m
シカ・イノシシ・アナグマ		ワイヤーメッシュ柵 5,000m	ワイヤーメッシュ柵 5,000m
	金網柵	金網柵	金網柵

(注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対 象 鳥 獣	取組内容		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
シ カ	柵の管理者に対し、設置後の適切な管理指導を行う。また、侵入柵の適切な管理を行うための勉強会を開催する。また追い上げ追い払いを実施する。	柵の管理者に対し、設置後の適切な管理指導を行う。また、侵入柵の適切な管理を行うための勉強会を開催する。また追い上げ追い払いを実施する。	柵の管理者に対し、設置後の適切な管理指導を行う。また、侵入柵の適切な管理を行うための勉強会を開催する。また追い上げ追い払いを実施する。
イ ノ シ シ	柵の管理者に対し、設置後の適切な管理指導を行う。また、侵入柵の適切な管理を行うための勉強会を開催する。また追い上げ追い払いを実施する。	柵の管理者に対し、設置後の適切な管理指導を行う。また、侵入柵の適切な管理を行うための勉強会を開催する。また追い上げ追い払いを実施する。	柵の管理者に対し、設置後の適切な管理指導を行う。また、侵入柵の適切な管理を行うための勉強会を開催する。また追い上げ追い払いを実施する。
ア ナ グ マ	柵の管理者に対し、設置後の適切な管理指導を行う。また、侵入柵の適切な管理を行うための勉強会を開催する。また追い上げ追い払いを実施する。	柵の管理者に対し、設置後の適切な管理指導を行う。また、侵入柵の適切な管理を行うための勉強会を開催する。また追い上げ追い払いを実施する。	柵の管理者に対し、設置後の適切な管理指導を行う。また、侵入柵の適切な管理を行うための勉強会を開催する。また追い上げ追い払いを実施する。

(注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追い払い活動等に関する取組等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止に関する取組

年 度	対象鳥獣	取 組 内 容
令和6年度	サル シカ イノシシ アナグマ ドバト ムクドリ ヒヨドリ カラス カワウ	集落研修会の開催、生息状況調査、放任果樹の除去、緩衝帯の設置、マイスター・リーダー等の育成
令和7年度	サル シカ イノシシ アナグマ ドバト ムクドリ ヒヨドリ カラス カワウ	集落研修会の開催、生息状況調査、放任果樹の除去、緩衝帯の設置、マイスター・リーダー等の育成
令和8年度	サル シカ イノシシ アナグマ ドバト ムクドリ ヒヨドリ カラス カワウ	集落研修会の開催、生息状況調査、放任果樹の除去、緩衝帯の設置、マイスター・リーダー等の育成

(注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

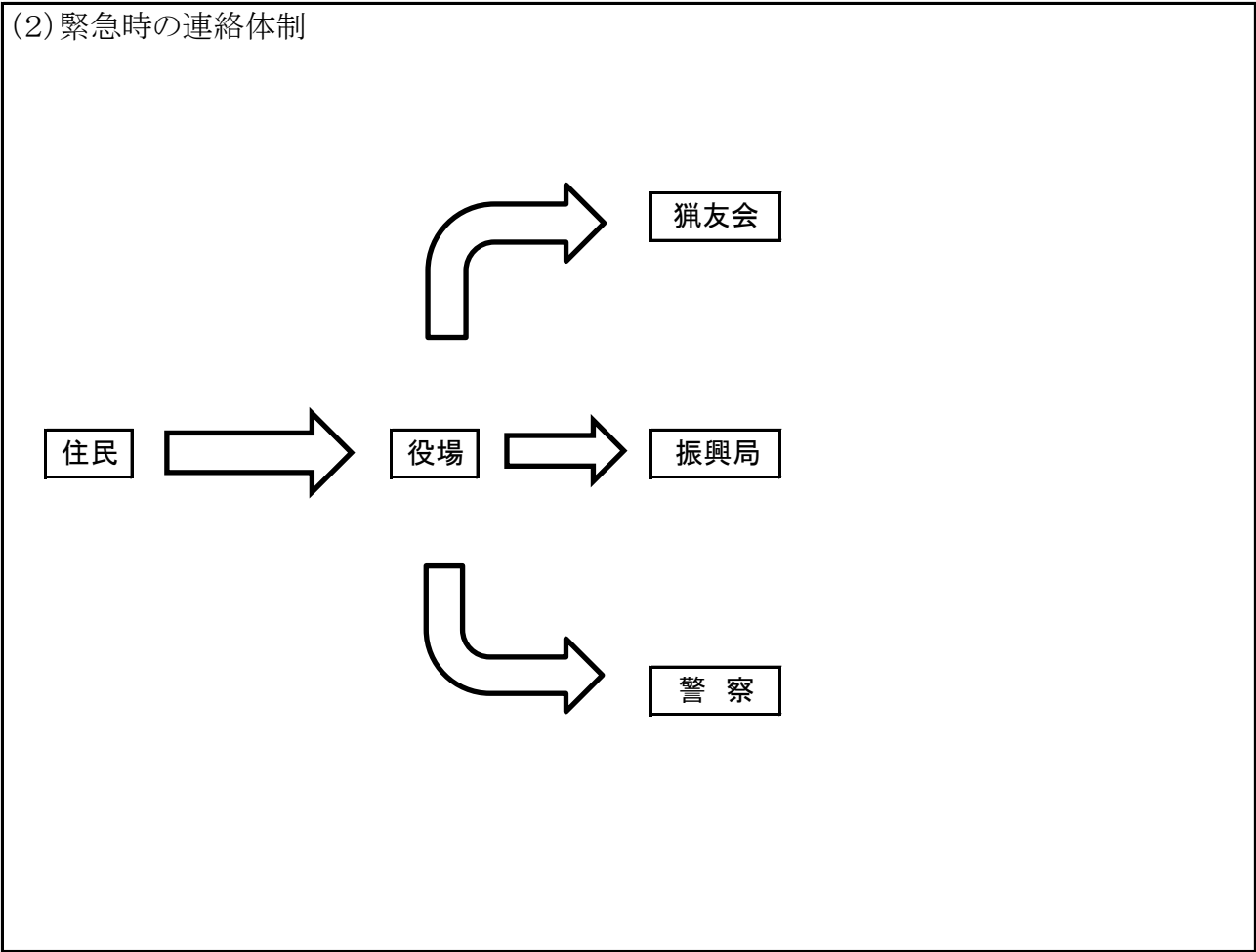
6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役 割
都農町	各関係機関との連絡調整、地域巡回、情報収集・提供
都農町猟友会	地域巡回、情報収集・提供、捕獲体制の整備
児湯農林振興局	各関係機関との連絡調整、情報収集・提供
高鍋警察署	地域巡回、情報収集・提供

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



- (注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

適切な処理施設での焼却、自家消費及び捕獲現場での埋設

- (注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	シカとイノシシについては食肉用として加工処理を行い、販売をしている。
ペットフード	
皮革	
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等 でのと体給餌、学術研究等)	

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の取組

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	都農町有害鳥獣駆除対策協議会
構成機関の名称	役 割
都農町	施策の立案、対策の実施、指導、被害調査及び駆除許可等
都農町猟友会	捕獲体制の整備・協力
鳥獣保護管理員	被害農家への指導・支援
尾鈴農業協同組合	被害農家への指導・支援
児湯広域森林組合	被害防止活動に関する助言
都農町議会	被害防止活動に関する助言
都農町農業委員会	被害防止活動に関する助言
都農町自治会協議会	被害農家への情報伝達

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役 割
児湯農林振興局	被害防止技術支援、被害防止対策の検証

- (注) 1 関係機関欄には、対策協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成24年3月30日設置、都農町有害鳥獣担当課の職員2名を指名し、追払いや防護柵の設置についての助言・指導等の活動を実施。

- (注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。
2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

(注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項(地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。)について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

農作物の残渣等を放置しないことや住民が有害鳥獣を見かけたら即座に追払うなど集落住民自らが被害防止対策に積極的に取り組む体制を構築する必要がある。

(注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。